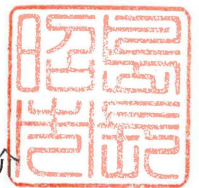


市道昭島11号道路改修工事の入札について（公告）

市道昭島11号道路改修工事について制限付一般競争入札を行うため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により次のとおり公告する。

令和 8年 7月27日

昭島市長 白 井 伸 介



1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 業 種 道路舗装工事
- (2) 工 事 名 市道昭島11号道路改修工事
- (3) 工事場所 昭島市武蔵野二丁目地内
- (4) 工事概要 別紙1のとおり
- (5) 工 期 契約締結の日から令和9年1月19日まで

2 入札参加資格要件

東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）において昭島市に登録があり、別表第1の入札参加資格要件に該当していること。ただし、共同企業体（JV）については、参加資格を有しないこととする。

3 欠格事項

以下の者は、入札に参加できない。

- (1) 電子調達サービスにおいて昭島市に登録がない者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当する者
- (3) 昭島市指名競争入札参加有資格者指名停止基準（平成30年4月1日施行）に基づき、指名停止の措置を受けている者
- (4) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17

条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。ただし、市長が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）の者

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に該当する者、昭島市契約における暴力団等の排除対策措置要綱（平成23年4月1日実施）の措置要件に該当する者又は同要綱により参加停止の措置を受け、その措置が解除されていない者

4 総合評価落札方式に関する事項

(1) 評価

昭島市総合評価落札方式実施要綱（平成24年8月14日実施）に基づき、価格点、施行能力評価点及びその他の評価点を合計した総合評価点により評価を行うものとする。

(2) 入札の方法及び落札者の決定方法

入札は電子入札で行い、総合評価点の最も高い者を落札者とする。

(3) 評価項目等

評価項目、書類提出日等の詳細については、別紙2及び別紙3のとおりとする。

(4) 注意事項

ア 総合評価落札方式における提出書類に不備等があり、点数が付けられないものについては、0点とする。

イ 提出締切日までに総合評価落札方式に関する書類の提出が無い場合は、失格とする。

5 申請期間

令和8年7月27日（月）から令和8年8月4日（火）正午まで

6 申請方法

入札に参加を希望する者は、電子調達サービスの電子入札サービス（以下「電子入札サービス」という。）の希望申請から「一般競争入札参加資格確認申請書」を送信すること。その際、「制限付一般競争入札参加表明書（別紙6）」を添付すること。

7 入札参加審査結果の通知

入札参加資格審査の結果については、令和８年８月17日（月）に電子入札サービスにより「入札参加資格確認結果通知書」にて通知する。

8 設計図書の送付

設計図書等は、令和８年８月17日（月）に電子入札サービスにより送付する。

9 設計図書等の質疑等

（１） 質問提出期限 令和８年８月21日（金）午後４時まで

（２） 質問回答日時 令和８年８月27日（木）午後５時まで

10 入札締切日時等

（１） 期限 令和８年９月２日（水）午前９時45分まで

（２） 場所 電子入札サービス

11 入札条件

（１） 入札保証金は免除とする。

（２） 昭島市総合評価落札方式実施要綱に基づき基準価格を設定する。

12 予定価格及び基準価格の公表

予定価格及び基準価格は事後公表とする。

13 入札手続等

（１） 入札の手続については、電子入札サービスを利用して行うものとする。

（２） 入札書に記載する金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税等相当額を含まない金額）を記載すること。

（３） 入札回数は、２回までとする。

14 開札日時等

（１） 日時 令和８年９月２日（水）午前10時00分

（２） 場所 電子入札サービス

15 無効となる入札

（１） 本件入札に参加する資格がない者がした入札

（２） 入札者が郵送等により行った入札

（３） 入札者が他の入札者の代理を兼ねて行った入札

16 失格となる入札

昭島市総合評価落札方式実施要綱に基づき価格点が０点を下回る金額をもって入札した者は失格とする。

17 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付又は昭島市契約事務規則（昭和40年昭島市規則第4号）第46条に規定する担保を必要とする。ただし、同規則第45条第2項第1号及び第2号に規定する保険契約又は保証契約を締結した場合は、免除とする。

18 工事代金の支払条件

- (1) 工事代金の支払は、契約の履行及び完了検査の終了後、請求のあった日から起算して40日以内に支払うものとする。
- (2) 契約締結後、公共工事の前払金保証事業会社の保証書（謄本を含む。）の提出があったときは、契約金額の40%を超えない範囲で3億円を限度として前払金を支払い、中間前金払については、契約金額の20%を超えない範囲で1億5,000万円を限度として支払うものとする。

19 特記事項

- (1) 関係会社において2者以上申し込みがあった場合は、当該申込者は全て失格とする。
- (2) 本件は、補助金対象事業であるため、令和8年8月31日（月）正午までに補助金の交付決定が確認できないときは、入札を中断、延期又は中止する。

20 問合せ先

昭島市役所総務部総務課契約係

住 所 〒196-8511 昭島市田中町一丁目17番1号

電 話 042-544-4329

F A X 042-546-5496

別表第 1

電子調達サービスにおいて昭島市に登録があり、以下の要件を満たしていること。

〔入札参加資格要件〕

登録されている業種	道路舗装工事		
昭島市に登録する本店又は 営業所の所在地（注１）	本店の所在地が昭島市（市内本店業者として認定された者。）（A）		
	営業所の所在地が昭島市（市内営業所業者として認定された者。）（B）		
	本店の所在地が昭島市（上記（A）に該当する者を除く。）、立川市、国分寺市、国立市、福生市、東大和市、武蔵村山市（営業所の登録のある者は不可）（C）		
昭島市に登録する本店又は 営業所の建設業許可 （注２）	土木工事業又は舗装工事業（一般又は特定）		
経 営 事 項 審 査 （土木一式又は舗装）（注 ３）	所在地	総合評点（P）	完成工事高 （２年又は３年平均）
	（A）	700 以上 1,200 未満	1 億円以上
	（B）	750 以上 1,200 未満	2 億円以上
	（C）	800 以上 1,200 未満	
経営状況（自己資本） （注３）	（A）	4,000 万円以上	
	（B）（C）	5,000 万円以上	

注 1 昭島市と契約する事業所等の所在地が（A）、（B）、（C）のいずれかに該当すること。なお、所在地が「本店の所在地が昭島市」及び「営業所の所在地が昭島市」については、本件公告日において昭島市に登録後の営業年数が 1 年以上であり、昭島市市内本店業者及び市内営業所業者の認定基準に基づき、市内本店業者又は市内営業所業者として認定された者のみ該当するものとする。

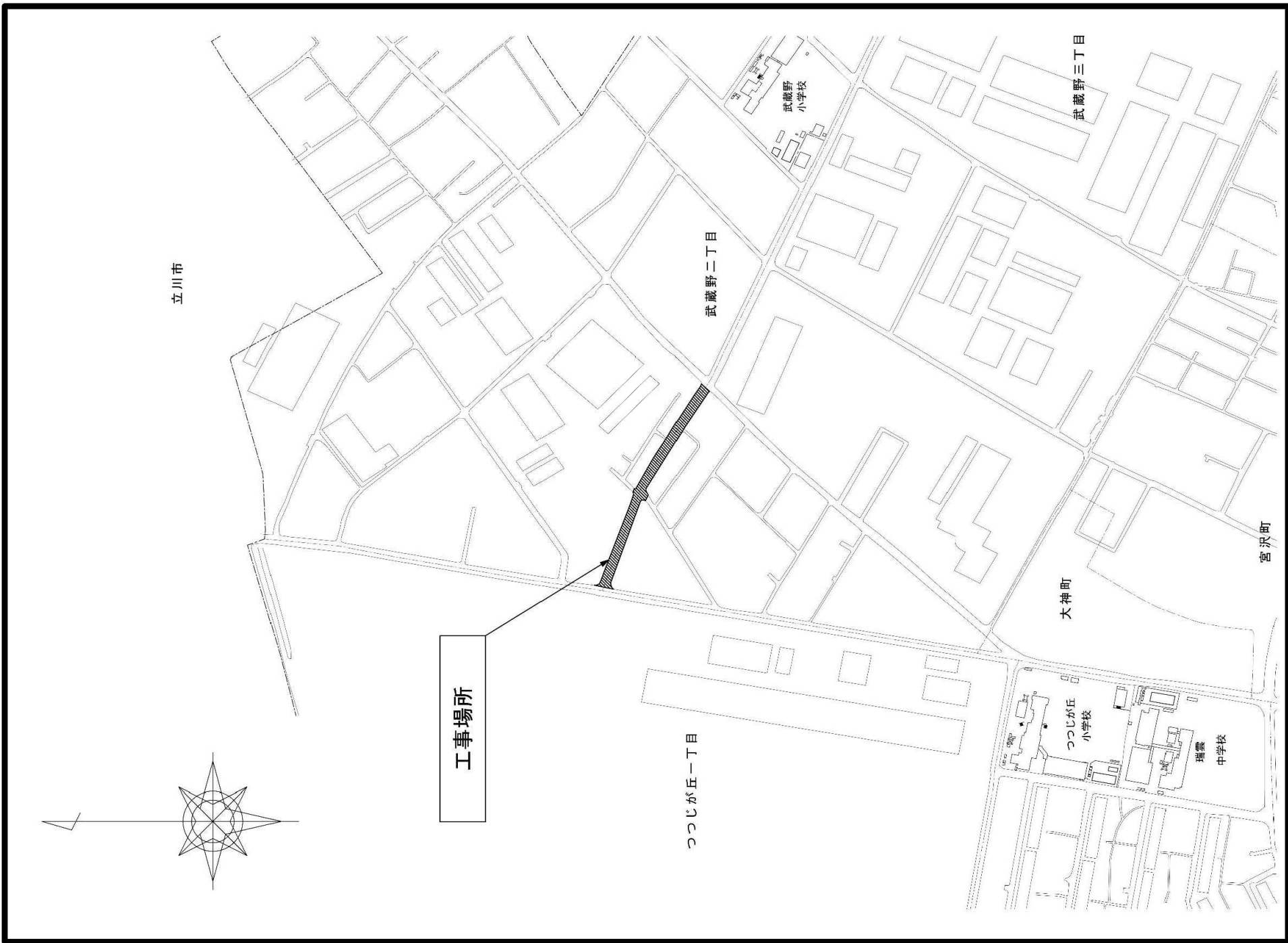
注 2 建設業法（平成 24 年法律第 100 号）に規定する建設業の許可（昭島市との契約に関し代理人を置く場合については、その代理人が所属する営業所等の許可）をいう。

注 3 経営事項審査（土木一式又は舗装）の総合評点、完成工事高（2 年又は 3 年平均）及び経営状況（自己資本）については、一般競争入札参加資格確認申請書受領日（土日祝の場合は翌開庁日）に、電子調達サービスに反映された情報にて審査を行う。

工事概要

工事延長	265.33m
車道舗装工	
全断面打換え（厚み 60 cm）夜間	1,667.00 m ²
切削打換え（厚み 5 cm）夜間	70.00 m ²
区画線設置工 夜間	一式
人孔後付調整工	
雨水蓋取替 高性能蓋 T-25 夜間	3 箇所
汚水蓋取替 高性能蓋（転落防止梯子付） T-25 支給品 夜間	9 箇所

案内図



昭島市総合評価落札方式評価表

件名 市道昭島11号道路改修工事

評価項目の定義	
同種工事	工事実績情報システムにおける業種又は工種がアスファルト舗装工事
指定する規模	契約金額 5,600万円
指定する規模の1/2	契約金額 2,800万円

評価項目

	評価項目	評価内容	評価基準	配点
A 企業の 施工能力	施工実績 昭島市総合 評価落札方 式実施要綱 (以下この 表において 「要綱」と いう。)第 9条	公告日の属する年 度の以前6年度に おける同種工事 (注1)の施工実 績 (注2) (注3)	a. 本市が発注した同種工事で指定する規模以上の工事の実績がある。	4
			b. その他の公共機関(注4)が発注した同種工事で指定する規模以上の工事の実績がある。	3
			c. 本市が発注した同種工事で指定する規模の2分の1以上の工事の実績がある。	2
			d. その他の公共機関(注4)が発注した同種工事で指定する規模の2分の1以上の工事の実績がある。	1
			e. a から d に該当する実績が無い。	0
	工事成績 要綱第 10 条	公告日の属する年 度の以前6年度に おける本市発注工 事(注1)のうち 同種工事の成績評 定点の直近3件 (注5)の平均点 (注2) (注3)	a. 80 点以上	5
			b. 75 点以上 80 点未満	4
			c. 70 点以上 75 点未満	3
			d. 65 点以上 70 点未満	2
			e. 60 点以上 65 点未満	1
			f. 工事成績なし	0
			g. 60 点未満	-1
	配置予定 技術者 (監理又 は主任技 術者) 要綱第 11 条	保有資格 (建設機械施工技 士、土木施工管理 技士、技術士)	a. 1 級技術者(1 級建設機械施工技士、1 級土木施工管理技士、技術士建設部門)	2
			b. 2 級技術者(2 級建設機械施工技士(第1種～第6種)、2 級土木施工管理技士(土木))	1
			c. その他の技術者	0
		配置予定技術者が 同種工事にかかわ った実績 (注2) ※年度の指定なし	a. 監理技術者、主任技術者、現場代理人として本市が発注した同種工事で指定する規模以上の工事の実績がある。	4
			b. 監理技術者、主任技術者、現場代理人としてその他の公共機関(注4)が発注した同種工事で指定する規模以上の工事の実績がある。	3
			c. 監理技術者、主任技術者、現場代理人として本市が発注した同種工事で指定する規模の2分の1以上の工事の実績がある。	2
			d. 監理技術者、主任技術者、現場代理人としてその他の公共機関(注4)が発注した同種工事で指定する規模の2分の1以上の工事の実績がある。	1
			e. a から d に該当する実績が無い。	0

B 地域精通度	営業拠点の所在地	本市内に本店又は支店若しくは営業所を有し、1年以上営業を継続している。（注6）	a. 市内に本店を有し、かつ1年以上市内で営業を継続している。	2
	要綱第12条		b. 市内に支店又は営業所を有し、かつ1年以上市内で営業を継続している。	1
			c. a及びbに該当しない。	0
C 地域・社会貢献度	防災協定活動点	本市と災害時における協定を締結又は協定の締結がある団体の構成員である。（注3）	a. 締結がある又は協定のある団体の構成員である。	2
	要綱第13条第1号		b. aに該当しない。	0
	災害応急復旧工事等の実績	公告日の属する年度の以前6年度において災害時における緊急施工工事（注1）を、本市又は東京都から発注を受け、完了した実績がある。（注3）（注7）	a. 実績がある。	1
	要綱第13条第2号		b. aに該当しない。	0
	建設業退職金共済制度等	建設業退職金共済制度に加入、又は退職一時金制度を導入している。	a. 加入又は導入している。	1
	要綱第13条第3号		b. aに該当しない。	-1
	法定外労働災害補償制度	法定外労働災害補償制度に加入している。	a. 加入している。	1
	第13条第4号		b. aに該当しない。	-1
	男女共同参画の取組	育児休業制度又は介護休暇制度に伴う短時間勤務制度等の措置を就業規則等で規定している。	a. 規定されている。	1
	第13条第5号		b. aに該当しない。	0
	高齢者雇用又は障害者雇用の取組	65歳以上又は障害者手帳を交付されている者を直接雇用している。（当該者の週所定労働時間が20時間以上であること。）	a. 規定されている。	1
	第13条第6号		b. aに該当しない。	0
	市内業者の積極的活用	公告日の属する年度の以前6年度において受注した本市発注工事（注1）で、下請負人に工事の一部を請負させたものについて、本市内業者を下請負人としている。（注3）	a. 活用している。	1
	要綱第13条第7号		b. aに該当しない。	0
合 計				25

○ (加算方式) 評価値＝価格評価点＋施工能力等評価点

○ 価格評価点：

(1) 入札価格が基準価格以上となる場合

$$100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

(2) 入札価格が基準価格未満となる場合

$$\text{基準価格の価格点} - (100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格}) - \text{基準価格の価格点}) - 0.5$$

(注) 基準価格の価格点＝ $100 \times (1 - \text{基準価格} \div \text{予定価格})$

○ 施工能力等評価点：最高25点（上記評価項目・基準より算出）

(注1) 「公告日の属する年度の以前6年度における同種工事」「公告日の属する年度の以前6年度における本市発注工事」「公告日の属する年度の以前6年度において災害時における緊急施工工事」「公告日の属する年度の以前6年度において受注した本市発注工事」とは全て、令和3年4月1日から令和8年5月31日の間にしゅん工した工事をいう。

(注2) 共同企業体（JV）での実績は除く。

(注3) 本店を登録している者は本店の実績、営業所を登録している者は営業所の実績のみを評価対象とする。

(注4) 「その他の公共機関」とは、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、「都区市町村（昭島市を除く。）」及び「他官公庁」として認められているものをいう。

(注5) 「直近3件」の基準となる日付は、工事成績評定通知書を発した日とする。

(注6) 「1年以上営業を継続している」とは、本件公告日において、東京電子自治体共同運営電子調達サービスの申請先自治体として昭島市に登録した後の営業年数が1年以上あることをいう。

(注7) 当該工事の施工範囲に昭島市域を含むものに限る。

昭島市総合評価落札方式

提出書類一覧

提出する書類	市指定用紙	☐ 総合評価落札方式評価点申告書（別紙 4）		
		☐ 昭島市総合評価落札方式書類提出書（別紙 5）		
	入札参加者が用意する書類	☐	公告日の属する年度の以前 6 年度における同種工事の施工実績が確認できる工事实績情報システムの情報の写し	・共同企業体として施工した工事は除く。 ・同種工事の定義は、昭島市総合評価落札方式評価表に記載している。 ・「公告日の属する年度の以前 6 年度における同種工事」とは、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日の間にしゅん工した同種工事をいう。 ・本店を登録している者は本店の実績、営業所を登録している者は営業所の実績のみを評価する。
		☐	公告日の属する年度の以前 6 年度における昭島市発注工事のうち、同種工事の工事成績評定書及び該当契約についての工事实績情報システムの情報の写し ※500 万円以下の工事の場合は契約書頭紙の写し	・共同企業体として施工した工事は除く。 ・同種工事の定義は、昭島市総合評価落札方式評価表に記載している。 ・「公告日の属する年度の以前 6 年度における本市発注工事」とは、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日の間にしゅん工した同種工事をいう。 ・本店を登録している者は本店の実績、営業所を登録している者は営業所の実績のみを評価する。
		☐	配置予定技術者の監理技術者資格者証の写し（表裏）、監理技術者講習修了証の写し及び技術検定合格証明書等の写し	・対象となる資格（施工管理技士、技術士等）は、昭島市総合評価落札方式評価表に記載している。
		☐	配置予定技術者の同種工事の施工実績が確認できる工事实績情報システムの情報の写し	・工事实績は、配置予定技術者が監理技術者、主任技術者、現場代理人としてかかわったもの ・年度の指定はなし
		☐	昭島市と締結している防災協定書の写し、又は団体等の協定の構成員であることが確認できる書面の写し	・本店を登録している者は本店の実績、営業所を登録している者は営業所の実績のみを評価する。
		☐	公告日の属する年度の以前 6 年度に昭島市又は東京都と締結した災害応急復旧工事の契約書、又は注文書等の写し	・当該工事の施工範囲に昭島市域を含むものに限る。 ・本店を登録している者は本店の実績、営業所を登録している者は営業所の実績のみを評価する。
		☐	建設業退職金共済制度に加入、又は退職一時金制度を導入していること等を証する書面の写し	・提出書類なし ※ 経営事項審査結果通知書で確認。場合によっては、加入等を証明できる書類を求めることがある。
		☐	法定外労働災害補償制度に加入している等を証する書面の写し	・提出書類なし ※ 経営事項審査結果通知書で確認。場合によっては、加入等を証明できる書類を求めることがある。
		☐	育児休業制度又は介護休暇制度に伴う短時間勤務制度等の措置を就業規則等で規定していることを証する書面の写し	
		☐	65 歳以上又は障害者手帳を交付されている者を直接雇用していることを証する書面。（当該者の週所定労働時間が 20 時間以上であること。）	【共通】 ・雇用していることを証明できるもの（当該者の週所定労働時間が 20 時間以上であることがわかるもの。 ※代表者名で雇用を証明した名簿等でも可とする。 【65 歳以上の雇用】 ・年齢が確認できるもの ※本人の同意の上、提出すること。 【障害者手帳を交付されている者の雇用】 ・障害者手帳の写し（有効期限内のもの）等 ※本人の同意の上、提出すること。
		☐	公告日の属する年度の以前 6 年度において昭島市から発注した工事で、下請負人（下請負人一覧表により届出のある市内の事業者に限る）にその一部を請け負わせたことを証する書面	・本店を登録している者は本店の実績、営業所を登録している者は営業所の実績のみを評価する。

※書類の提出期限は8月21日（金）必着とします。

※提出方法は郵送に限るものとします。

工 事 件 名	
企 業 名	

① 施工実績				
1	工 事 件 名			
	発 注 者			
	工 期	着 手 日 ～ 完 了 日		
		契約金額		業種または工種
① 同種工事の施工実績点				点

② 工事成績				
1	工 事 件 名			
	発 注 者	昭島市	契 約 金 額	
	工 期	着 手 日 ～ 完 了 日		
	評 定 点 1	点	業 種 ま た は 工 種	
2	工 事 件 名			
	発 注 者	昭島市	契 約 金 額	
	工 期	着 手 日 ～ 完 了 日		
	評 定 点 2	点	業 種 ま た は 工 種	
3	工 事 件 名			
	発 注 者	昭島市	契 約 金 額	
	工 期	着 手 日 ～ 完 了 日		
	評 定 点 3	点	業 種 ま た は 工 種	
② 工事成績評定点 (平均点)		評定点1 評定点2 評定点3 + + ÷ = 点⇒		点

③ 配置予定技術者(保有資格)			
保 有 資 格 区 分	1級技術者 2級技術者 その他 (該当区分に○を付す)		
配置予定技術者の氏名		保 有 資 格 名	
合 格 証 明 書 番 号		取 得 年 月 日	
③ 配置予定技術者の資格点			点

④ 配置予定技術者(同種工事にかかわった実績)				
1	工 事 件 名			
	発 注 者			
	工 期	着 手 日 ～ 完 了 日		
		契 約 金 額		業種または工種
④ 配置予定技術者の同種工事の施工実績点				点

⑤ 営業拠点の所在地			
本市内に置いている営業拠点	本店	支店・営業所	無 (該当区分に○を付す)
⑤ 地域内における本店又は営業所所在の実績点			点

⑥ 防災協定活動			
防 災 協 定 締 結 の 実 績	単独	団体等	無 (該当区分に○を付す)
⑥ 防災協定活動点			点

⑦ 災害応急復旧工事等の実績			
発 注 者	昭島市	東京都	無 (該当区分に○を付す)
工 期	着 手	日 ~ 完 了	日
⑦ 災害応急復旧工事等の施工実績点			点

⑧ 建設業退職金共済制度等			
建設業退職金共済制度等への加入	有	無	(該当区分に○を付す)
⑧ 建設業退職金共済制度等の加入点			点

⑨ 法定外労働災害補償制度			
法定外労働災害補償制度への加入	有	無	(該当区分に○を付す)
⑨ 法定外労働災害補償制度の加入点			点

⑩ 男女共同参画の取組			
男女共同参画へ取組	有	無	(該当区分に○を付す)
⑩ 男女共同参画へ取組点			点

⑪ 高齢者雇用又は障害者雇用の取組			
高齢者雇用又は障害者雇用へ取組	有	無	(該当区分に○を付す)
⑪ 高齢者雇用又は障害者雇用へ取組点			点

⑫ 市内業者の積極的活用			
1	工 事 件 名		
	工 期	着 手 日 ~ 完 了 日	
		契 約 金 額	
⑫ 市内業者の積極的活用の実績点			点

①から⑫合計点		点
---------	--	---

(宛先) 昭島市長

昭島市総合評価落札方式書類提出書

(件名)

について、昭島市総合評価落札方式にかかる必要書類一式を別添の
おり提出します。

令和 年 月 日

住 所

申込者 名 称

代表者

令和 年 月 日

(宛先) 昭島市

代表者 昭島市長

所在地

氏名・名称

代表者

制限付一般競争入札参加表明書

当社は、令和 8 年昭島市告示第 2 2 0 号「市道昭島 11 号道路改修工事の入札について（公告）」に基づき、参加資格の全てを満たしていることを誓約し、制限付一般競争入札に参加することを表明します。

■ 連絡先

担当部署	
担当者氏名	
連絡先住所	
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	